

東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業実施要綱

制 定 4福保感事第534号

令和4年4月28日

(目的)

第1条 本事業は、診療・検査医療機関の休日（土曜日（午後）、日曜日及び国民の祝日）における、新型コロナウイルス感染症の疑いがある小児（15歳未満）の発熱患者等への診療及び検査並びに新型コロナウイルス感染症の小児陽性者への診療を促進させることを目的とする。

(事業内容)

第2条 この要綱に基づき、東京都（以下「都」という。）は、事業の目的を達成するために以下を実施する。

- 1 休日に小児の診療（検査）を行った診療・検査医療機関への謝金の支給
- 2 その他必要な業務

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、都とする。ただし、都は、要綱第2条に係る事業の一部について、当該事務を適切に行える法人等に委託することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。